

1. 組織名

日本郵政グループ

2. 提出意見① (総論)

該当する交渉分野

競争政策、越境サービス、金融サービス

意見

TPP交渉及びTPP交渉と並行して行われる日米間の非関税措置に関する交渉において、日本郵政グループ(日本郵政(株)、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険)に追加的な規制が課され又は追加的な規制の運用が行われることにより、グループの事業経営が制約されることのないようにしていただきたい。

3. 提出意見② (かんぽ生命)

該当する交渉分野

競争政策、金融サービス

意見

保険サービスについて、対等な競争条件の確保を念頭に議論が行われているとの情報があるが、かんぽ生命と他の保険会社とは、保険業法の同じ規制を受けており、その間に制度上の不公平はない。加えて、かんぽ生命は、他の保険会社にはない郵政民営化法の業務制限規制(限度額、業務範囲等)を受けている。したがって、この上、新規業務等について新たな制約が課されることのないようにしていただきたい。

米国業界団体等には、かんぽ生命が規制上の特権を有しているという根拠のない誤解があるようだが、かんぽ生命は、保険業法により他の保険会社と同じ規制を受けると同時に、他の保険会社にはない郵政民営化法の業務制限規制(限度額、業務範囲等)を受けており、規制上の特権を有するどころか、むしろ不利な競争条件にある。

4. 提出意見③（郵便局ネットワークへのアクセス）

該当する交渉分野

競争政策、金融サービス

意見

かんぽ生命について、「郵便局ネットワークへの優遇的アクセス」との指摘があるが、この批判は、次の理由により当たらない。

① 日本郵便株式会社が郵便局において他の保険会社の商品を受託販売することについて制度的な支障はなく、現在も、日本郵便株式会社は、収益機会の拡大の観点から、かんぽ生命以外の保険ビジネスに対する業務の定着度合いや保険会社の販売サポート体制の整備状況等を踏まえて取扱局の選定を行っている。

② このように、日本郵便株式会社が、かんぽ以外の保険サービスについて、どのように取り扱うかは日本郵便株式会社と商品供給会社の経営判断に委ねられているものであり、競争条件の公平性の問題は生じない。

また、外国保険会社も加盟している社団法人生命保険協会も、生命保険会社は、郵便局を除いて、全国に約12万の拠点・代理店と約108万人の営業職員・募集人を有しており、既に全国を網羅していると認めている（参照：平成22年3月9日生命保険協会意見）。郵便局は保険商品の独占販売網ではないことから、開放義務も設けられていないと理解しており、郵便局における販売商品を経営判断により決定することで、他の保険会社が市場から排除されるおそれもない。

なお、かんぽ生命は、単品の第三分野保険の販売を行っていないが、外国保険会社は、平成20年（2008年）10月から郵便局で第三分野保険を販売している。

5. 提出意見④（急送便）

該当する交渉分野

競争政策、越境サービス

意見

日本郵便に与えられた規制上の優遇により、民間の国際急送便サービス事業者が日本国内において公平に競争をすることができないとの意見があると承知しているが、この意見は、以下の理由により妥当性を欠くことから、交渉に当たっては、以下の状況を踏まえて、当社の業務に新たな制約が課されることのないよう対処していただきたい。

1 そもそも問題として、EMSと国際急送便サービスの商品性（価格設定の柔軟性）及び利用実態（急送便が法人主体であるのに対し、EMSの利用は小口が主であり一般個人が広く利用）は異なっており、EMSと国際急送便とを同一に論じるべきではない。

2 とりわけ、EMSサービスは、万国郵便条約に基づいて提供される郵便業務として位置づけられており、当社がEMSサービスを提供するに当たっては、万国郵便条約及び関連の規則に定める規律に従い、加えて国内の法令（郵便法及び関係法令）の規制に服している。

こうした規制の適用を受けていない国際急送便サービス事業者が、これらの規制の適用を受けるEMSの取扱いが優遇されていると一方的に主張することは、正当ではない。

仮に、国際急送便サービス事業者が主張するとおり、EMSの取扱いが優遇されているとすれば、国際急送便サービス事業者も日本郵便と同等の規制に服し、その上で、EMSと同様の取扱いを求めべきと考える。

3 EMSが税関等の取扱いにおいて優遇されているとの意見に関しても、米国を含め世界的に、国際郵便の特質・規制等を踏まえて、国際郵便と国際急送便サービスで異なった通関手続となっているのが通例である。米国においても、2,000米ドル以下の国際郵便物については賦課課税方式によって行われており、課税方式は日本と同様となっている。こうした世界的な慣例から見ても、EMSを含む国際郵便と国際急送便を同一に論じるべきではないと考える。

4 内部相互補助を抑止する措置が必要との意見に関して、当社は、毎年度、郵便事業の収支の状況について内国郵便及び国際郵便に分けて公表しており、国際郵便は黒字となっていることから、内部相互補助が行われているとの指摘は当たらない。

5 その他、駐車禁止における特例を受けているといった意見に関しては、前提となる事実認識が誤っている。